破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５６号
神奈川県横須賀市野比２丁目５番12―403号、開始決定時の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地３　サンコートマホロバ３―507
破産者　辰己　明夫
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５７号
神奈川県横須賀市野比２丁目５番12―403号、開始決定時の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地３　サンコートマホロバ３―507
破産者　辰己　皆子
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９７号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目41番３号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市東浦賀１丁目５番１―101号
破産者　土部　秀行
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９７号
福島県いわき市平上大越字岸前89番地
破産者　小野　　満
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１０４号
神奈川県平塚市松風町26番26―301号　コンフォーム平塚
破産者　野海　　隆
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘３丁目27番地13
破産者　ダイワポンプこと　金谷　泰一
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷225番地２
破産者　佛圓美惠子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
札幌市中央区北１条西22丁目２番７―506号、申立時の住所札幌市中央区大通西26丁目１番21―1009号
破産者　會津　正士
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２号
札幌市中央区南10条西20丁目２番33―702号
破産者　清水　陽朗
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９１号
仙台市泉区実沢字中山北100番地の７　フェリーチェ中山101
破産者　菅原　　賢
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
秋田県大仙市太田町太田字新田中島122番地３、旧住所秋田県大仙市太田町国見字庚申塚47番地１
破産者　戸澤　　学
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２号
秋田県大仙市太田町太田字新田中島122番地３、旧住所秋田県大仙市太田町国見字庚申塚47番地１
破産者　戸澤　弘恵
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第５号
茨城県行方市石神1281番地１
破産者　新堀　一章
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１２号
埼玉県熊谷市中西３丁目７番26号
破産者　中村　律子
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８号
埼玉県行田市大字南河原2677番地、開始決定時の住所埼玉県行田市大字南河原656番地24
破産者　加藤　和榮
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３４号
埼玉県熊谷市高柳90番地１　ビューシティー2000―101号室
破産者　森田　　章
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５号
埼玉県熊谷市高柳90番地１　ビューシティー2000―101号室
破産者　森田　清美
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目１番17号　テラスハウス北久里浜D
破産者　武井　達治
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部